

大阪市特別職報酬等審議会 会 議 資 料

日時：平成23年 6 月 2 日（木）午前10時45分～

場所：大阪市役所本庁舎 P 1 階 会議室

— 目 次 —

特別職報酬等審議会に関する通知等	1
市長及び副市長の退職手当の算出方法等	4
市長等退職手当一覧	6
副市長等退職手当一覧	7
退職手当にかかる制度改正の経過	8
退職手当の性格について	9
市長・副市長の職務・職責について	10
予算規模等一覧	11
大阪市の中期的な財政収支概算	12
《参考資料》	
市会等経過	13
大阪市特別職報酬等審議会規則	14
大阪市特別職報酬等審議会「会議の公開要領」	15

特別職報酬等審議会に関する通知等

市長及び副市長の退職手当の額については、以下の通知に基づき、特別職報酬等審議会の担当事務としている。

特別職の報酬等について(昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号 自治事務次官通知)(抄)

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

(別 紙)

〇〇県（都道府）特別職報酬等審議会条例準則（省 略）

地方公務員の給与改定に関する取扱等について

(平成 18 年 10 月 17 日総行給第 104 号 総務事務次官通知) (抄)

本日、公務員の給与改定に関する取扱いについて、別紙のとおり閣議決定が行われました。

今日、我が国の行財政を取り巻く環境は極めて厳しく、政府においては、行財政改革を引き続き積極的に推進しているところです。

地方財政にあっても、引き続き極めて厳しい状況にあり、その健全化を図ることが重要な課題となっており、地方公共団体は、自ら徹底した行財政改革に取り組むなど、分権型社会にふさわしい行政体制の整備に努める必要があります。

(中 略)

各地方公共団体においては、今回、国家公務員の給与改定に伴い、地方公務員の給与改定を行うに当たって、以上のような状況を十分踏まえつつ、別紙閣議決定の趣旨に沿い、特に下記事項に留意の上、適切な対処されるよう要請いたします。

なお、地方公営企業に従事する職員の給与改定に当たっても、これらの事項を十分勘案の上、給与の適正化が図られるようお願いいたします。

また、貴管内の市区町村に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

記

第1 本年の給与改定に関する取扱いについて

1-2 省 略

- 3 国家公務員における退職手当については、本年4月に構造面の見直しが実施されたところであり、いまだこれを実施していない地方公共団体においては、速やかに国に準じた措置を講ずること。

(中 略)

さらに、特別職の職員の退職手当についても、任期月数を上回る結果となる在職月数の算定方法の見直しや特別職報酬等審議会など第三者機関における検討を通じ、住民の十分な理解と支持が得られるよう適切な見直しを行うこと。

執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28年 4 月 1 日条例第35号）（抄）

（設置）

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属 する執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	省 略	省 略
	大阪市特別職 報酬等審議会	市長の諮問に応じ、市会議員の報酬、政務調査 費並びに <u>市長及び副市長の給料及び退職手当の 額に係る意見の具申に関する事務</u>
省 略	省 略	省 略

（委任）

第 2 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

市長及び副市長の退職手当の算出方法等

1 算出方法

給料月額×在職月数×支給割合＝退職手当額

2 任期满了時の退職手当額

【市長】

1,420,000 円×48 月×0.65＝44,304,000 円

【副市長】

1,130,000 円×48 月×0.55＝29,832,000 円

3 根拠法令

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）（抄）

第 204 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月 26 日条例第 9 号）（抄）

第 1 条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、次に掲げる本市職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) - (5) 省 略

第 4 条 前条に定めるもののほか、第 1 条第 1 号から第 4 号までに掲げる職員が退職したときは、その者に退職手当を支給する。

2 第 1 条第 1 号から第 3 号までに掲げる職員に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料額に当該職員として在職した月数（1 月未満の端数がある場合には、これを 1 月とする。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 第 1 条第 1 号に掲げる職員 100 分の 65
- (2) 第 1 条第 2 号に掲げる職員 100 分の 55
- (3) 省 略

別 表（第 2 条関係）

職 員	給料月額
市 長	<u>1, 420, 000 円</u>
副市長	<u>1, 130, 000 円</u>
省 略	省 略

市長等退職手当一覽

平成23年4月1日現在

都市名	給料月額	退職手当 支給割合	退職手当 支給額 (任期満了時)	備 考
大 阪 市	1,420,000	0.65	44,304,000	
札 幌 市	1,280,000	0.58	35,635,200	
仙 台 市	1,310,000	0.6	37,728,000	市長の現任期にかかる退職手当を不支給
さいたま市	1,243,000	0.6	35,798,400	市長の現任期にかかる退職手当を50%減額 (17,899,200円)
千 葉 市	1,190,000	0.58	33,129,600	市長の現任期にかかる退職手当を50%減額 (16,564,800円)
横 浜 市	1,428,000	0.6	41,126,400	
川 崎 市	1,250,000	0.6	36,000,000	
相 模 原 市	1,142,000	年数×4.8	21,926,400	
新 潟 市	1,163,000	0.64	35,727,360	
静 岡 市	1,250,000	0.4	24,000,000	
浜 松 市	1,277,000	定額	20,000,000	市長の現任期にかかる退職手当を不支給
名古屋市	1,467,000	0.6	42,249,600	市長の現任期にかかる退職手当を不支給
京 都 市	1,390,000	0.61	40,699,200	
堺 市	1,190,000	0.5	28,560,000	市長の現任期にかかる退職手当を不支給
神 戸 市	1,410,000	0.62	41,961,600	
岡 山 市	1,160,000	0.55	30,624,000	
広 島 市	1,310,000	0.65	40,872,000	
北九州市	1,340,000	0.6	38,592,000	
福 岡 市	1,300,000	0.6	37,440,000	
大 阪 府	1,450,000	0.6	41,760,000	知事の現任期にかかる退職手当を50%減額 (20,880,000円)
東 京 都	1,494,000	0.6	43,027,200	
神 奈 川 県	1,450,000	0.6	41,760,000	
愛 知 県	1,403,000	0.6	40,406,400	
京 都 府	1,292,000	0.7	43,411,200	
兵 庫 県	1,410,000	0.8	42,638,400	当分の間、支給割合「0.8」を「0.7」とし、さらに算出した額に100分の90を乗じている

副市長等退職手当一覧

平成23年4月1日現在

都市名	給料月額	退職手当 支給割合	退職手当 支給額 (任期满了時)	備 考
大 阪 市	1,130,000	0.55	29,832,000	
札 幌 市	1,030,000	0.46	22,742,400	
仙 台 市	1,020,000	0.4	19,584,000	
さいたま市	977,000	0.4	18,758,400	平成25年5月26日までに副市長の職にある者の任期满了するまでの間は5%減額(17,820,480円)
千 葉 市	960,000	0.4	18,432,000	平成25年6月13日までに退職の副市長にかかる退職手当を10%減額(16,588,800円)
横 浜 市	1,148,000	0.46	25,347,840	
川 崎 市	990,000	0.43	20,433,600	
相 模 原 市	935,000	年数×3.6	13,464,000	
新 潟 市	939,000	0.42	18,930,240	
静 岡 市	940,000	0.25	11,280,000	
浜 松 市	928,000	定額	10,000,000	
名 古 屋 市	1,100,000	0.45	23,760,000	
京 都 市	1,100,000	0.47	24,816,000	
堺 市	990,000	0.36	17,107,200	平成22年1月1日以降の現市長の任期にかかる副市長の退職手当を不支給
神 戸 市	1,110,000	0.5	26,640,000	
岡 山 市	920,000	0.3	13,248,000	
広 島 市	1,050,000	0.47	23,688,000	
北九州市	1,060,000	0.45	22,896,000	
福 岡 市	1,040,000	0.45	22,464,000	
大 阪 府	1,140,000	0.45	24,624,000	
東 京 都	1,219,000	0.47	27,500,640	
神 奈 川 県	1,160,000	0.45	25,056,000	
愛 知 県	1,112,000	0.45	24,019,200	
京 都 府	1,023,000	0.5	24,552,000	
兵 庫 県	1,110,000	0.6	23,976,000	当分の間支給割合「0.6」を「0.5」とし、さらに算出した額に100分の90を乗じている

退職手当にかかる制度改正の経過

1 改正時期

昭和 61 年 12 月 24 日

2 改正内容

改正前	改正後
一般職と同様に算出した額 ＋ 退職慰労金（議決事項）	$\left(\begin{array}{l} \text{月額給料} \times \text{在職月数} \times \text{支給割合} \\ \text{※支給割合} \\ \text{市長：0.65、助役（副市長）：0.55} \end{array} \right)$

3 改正理由

- ・ 退職の都度、額を決定する改正前の方式に比べ、予め条例で支給割合を定めておく方が支給基準が明確になるため。
- ・ 他都市においては、すでに支給基準を条例化しており、他都市との均衡を図るため。

4 昭和 61 年当時の各都市状況

都市名	退職手当支給割合	
	市長	助役（副市長）
札幌市	0.5	0.5
横浜市	0.65	0.5
川崎市	0.65	0.47
名古屋市	0.8	0.5
京都市	0.75	0.55
神戸市	0.8	0.6
広島市	0.6	0.4
北九州市	0.6	0.45
福岡市	0.68	0.5

退職手当の性格について

民間企業における退職金の性格について

【参考：退職手当制度研究会「公務員の退職手当法詳解」（学陽書房）】

民間企業における退職金の性格については諸説があるが、一般的な見解として大別すれば、勤続報償説、賃金後払説、生活保障説の三つがある。

○勤続報償説

退職金をもって長期勤続又は在職中の功績・功労に対する報償であるとする考え方

○賃金後払説

労働者が在職中に当然受けるべきであった賃金部分を退職に際して受け取るものであるとする考え方

○生活保障説

退職後における生活を保障するために支払われる給付であるとする考え方

国家公務員の退職手当の性格について

【参考：退職手当制度研究会「公務員の退職手当法詳解」（学陽書房）】

国家公務員の退職手当の性格について、現行仕組み・内容からみると、勤続報償、生活保障、賃金後払いの要素がいずれも含まれており、ひとつの要素だけですべてを説明することは難しいが、勤続報償的考え方が基本にあるものとされている。

市長・副市長の職務・職責について

一般職、特別職について【参考：橋本勇「新版 逐条地方公務員法」(学陽書房)】

	一般職	特別職
指揮命令関係	上司の命令に従って職務を遂行する	法律や自己の学識経験等に従って自らの責任で職務を遂行する
専務職	もっぱら地方公務員としての職務に従事する	他の職務を有することも妨げられない
終身職	定年に達するまでの勤務が想定されている	一定の任期が定められている
成績主義	受験成績、勤務成績など客観的な能力の実証に基づいて採用、昇任などが行われる	選挙、任命権者との信頼関係、特定の知識経験等に基づいて当該職に就く
政治職	政治的な中立性が要求される	政治的な中立性は要求されない

市長、副市長について【参考：松本英昭「新版 逐条地方自治法」(学陽書房)】

	市長	副市長
選任	・ <u>公選</u>	・ <u>市長が議会の同意を得て選任</u> ・ <u>市長の補助機関</u>
任期	4 年	4 年
退任	・ 失職 ・ 退職申出 ・ 住民の解職請求 ・ <u>議会の不信任議決</u>	・ 失職 ・ 退職申出 ・ 住民の解職請求 ・ <u>市長による解職</u>
職務	・ 市を統括し、代表する。 ・ 市の事務を管理し、執行する。	・ 市長の補佐 ・ 市長の命を受け政策及び企画をつかさどる ・ 職員の担任する事務を監督 ・ 市長の職務の代理 ・ 市長から委任を受け、その権限に属する事務の一部を執行

予算規模等一覧

●政令指定都市

(単位: 百万円、%)

	予算規模	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率
大 阪 市	3,935,403	100.2	10.4	238.7
※ 札 幌 市	1,800,944	99.8	11.3	137.1
仙 台 市	954,877	97.4	12.7	170.9
さ い た ま 市	755,065	89.9	7.2	55.7
千 葉 市	726,637	99.2	21.1	306.4
横 浜 市	3,238,031	95.8	19.1	255.2
川 崎 市	1,324,364	96.4	13.4	137.4
※ 相 模 原 市	399,553	96.9	4.7	36.6
新 潟 市	658,448	89.5	11.1	130.9
静 岡 市	550,765	90.9	12.4	123.3
浜 松 市	529,287	89.2	12.5	86.2
名 古 屋 市	2,575,899	98.1	12.7	218.6
京 都 市	1,617,383	95.9	12.7	247.7
堺 市	645,876	96.8	6.3	77.8
神 戸 市	1,846,393	97.9	13.9	175.6
岡 山 市	495,452	90.5	17.0	135.6
※ 広 島 市	1,166,182	97.9	15.7	260.9
※ 北 九 州 市	311,299	99.8	9.9	173.5
福 岡 市	1,906,755	94.0	16.8	237.7

●都道府県

(単位: 百万円、%)

	予算規模	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率
大 阪 府	4,276,303	96.9	17.2	289.2
東 京 都	11,764,184	96.0	3.1	77.0
神 奈 川 県	2,788,629	97.9	9.2	208.8
※ 愛 知 県	3,006,549	100.1	11.8	271.4
京 都 府	1,164,045	95.8	11.7	255.7
兵 庫 県	3,170,192	98.3	20.7	366.4

・予算規模は23年度当初予算ベース(全会計)

(※ 札幌市、相模原市、広島市及び愛知県は骨格予算、北九州市は暫定予算)

・経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率は21年度決算ベース

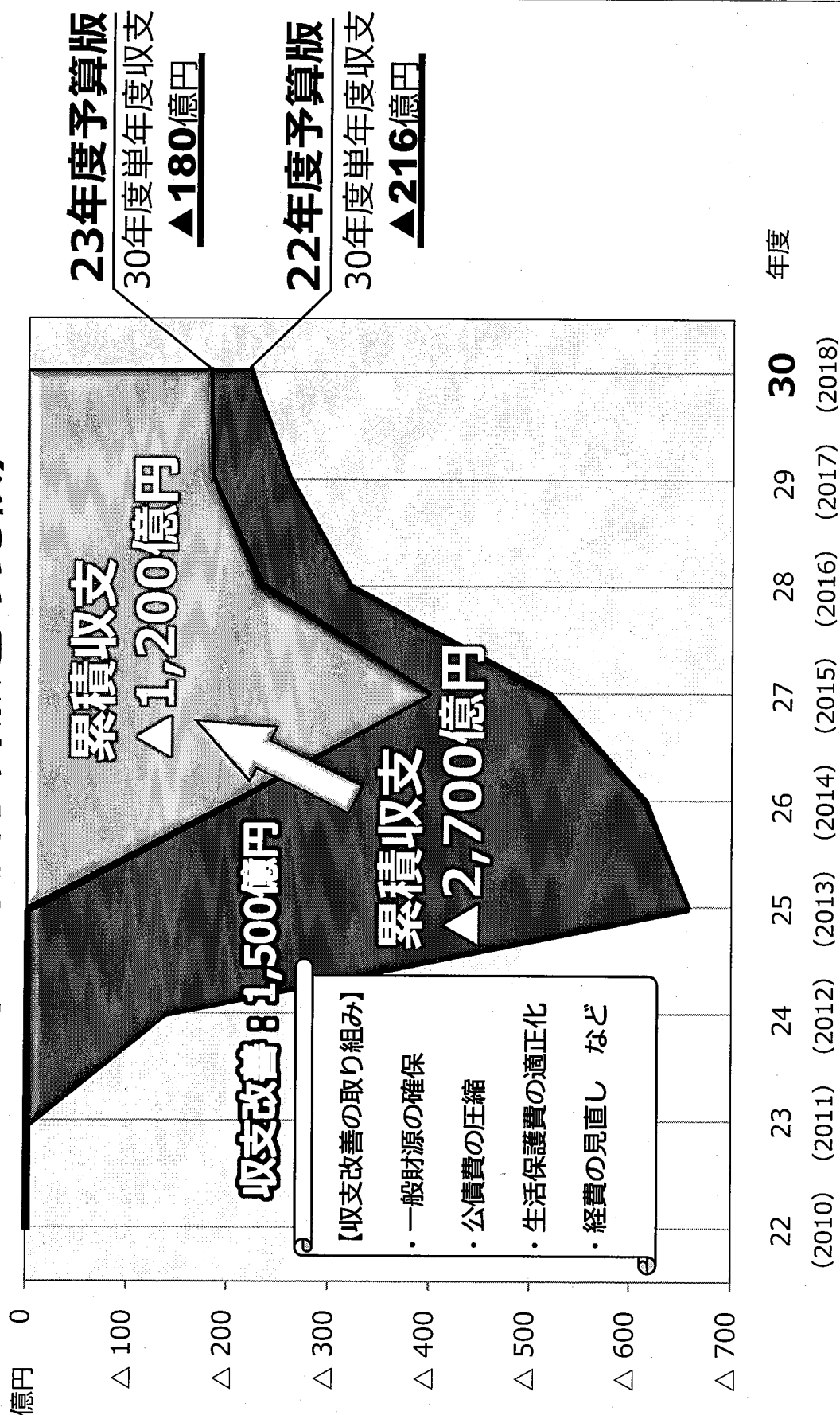
●地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく基準

(単位: %)

		実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準		25 以上	400 以上
財政再生基準		35 以上	—

中期的な財政収支概算

収支の推移（22年度予算版との比較）



市会等経過

1 平成 23 年 2 月 22 日 市会本会議

《質問》坂井議員（大阪維新の会大阪市会議員団）

- ・平松市長の退職金 44,304,000 円が予算計上されている。
- ・市長は退職金をこのまま受け取られるのか。

《答弁》平松市長

- ・退職金のあり方については、第三者機関である本市特別職報酬等審議会でご議論いただき、その答申を尊重してまいりたいと考えている。
- ・私自身の退職金については、これまでの市政改革などの成果と今後の取り組みの成果を踏まえて、任期中に私自身が判断したいと考えている。

2 平成 23 年 3 月 3 日 市会財政総務委員会

《質問》大内議員（大阪維新の会大阪市会議員団）

- ・副市長の退職手当は 3000 万円近くになる。
- ・両副市長はどういう考えなのかお聞かせいただきたい。

《答弁》森下・北山両副市長

- ・特別職報酬等審議会でご議論いただくべきものではないかと考えている。
- ・市長の判断を踏まえて、副市長としても判断してまいりたい。

3 平成 23 年 5 月 13 日 公明党大阪市会議員団及び自由民主党大阪市会議員団より 申し入れ

《申し入れ》

- ・市長の退職手当について、高額すぎるのではないかとの意見がある。
- ・市の財政状況を踏まえ、二代表制の観点からも市長自らが早急に政治家として判断をされるように申し入れる。

《回答》平松市長

- ・高額という意見は承知しており、早期に考えを示したい。
- ・特別職報酬等審議会が 6 月から開催されるため、その検討結果を踏まえて結論を出したい。

4 平成 23 年 5 月 27 日 市会本会議

《議員提出議案》

市長及び副市長の退職手当を現行の 50%削減する条例案が、大阪維新の会大阪市会議員団により提出される。

→同日、市会本会議において否決される。

大阪市特別職報酬等審議会規則

制 定 昭42. 12. 5 規則78

最近改正 昭57. 4. 1 規則30

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条の規定に基づき、大阪市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、大阪市の区域内の公共的団体等の代表者、学識経験者及び市民の中から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(施行の細目)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会議の公開要領

大阪市特別職報酬等審議会

1 公開の方法

(1) 傍聴定員

審議会の傍聴定員は、10名以上とする。

(会場設営等を考慮して、その都度定員を決定する。)

(2) 申込受付

申込みの受付は、会場で会議開催の30分前から開始し、先着順で行い、定員になり次第、受付の終了とする。

(3) 傍聴席

傍聴席には、原則としていすと机を用意する。また、必要に応じて記者席を設けるものとする。

(4) 資料の配布

傍聴者には、原則として委員に配布する資料と同じものを用意する。

(5) 会議中における会場の秩序維持

会議の公正・円滑な運営が妨げられることのないよう、傍聴要領（別紙）を作成し、受付の際に配布して周知するものとする。

傍聴者が傍聴要領の遵守事項に違反し、会議の妨げになると認められる場合、会長は次の措置を講ずることができる。

① 違反した行為を注意する。

② 注意しても、なおこれを改めないときは退場させることができる。

③ 会長の指示（退場の指示）に従わず、会議の公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的を達成できないと認められる場合については、会議を一時中断することができる。

④ それでも、会場の秩序維持が困難であると認められる場合は、会議を中止することができる。

(6) 写真撮影等の許可

会議の場で、会長の許可を得た場合に限り、傍聴者が写真撮影や録画、録音などを行うことを認める。

(7) 報道機関の取材に対する配慮

報道機関が社会的に重要な役割を果たしていることから、会長の許可を得たうえで、審議の支障にならない範囲内において取材等に対して配慮する。

2 会議開催の周知

会議開催の周知にあたっては、開催日の1週間前までに、必要な事項を市役所の掲示場に掲示し、かつ、大阪市ホームページに掲載する。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

3 情報の提供

情報の提供として、会議録を作成する。

4 その他

この要領に定めのない事項は、会長が定める。

傍 聴 要 領

大阪市特別職報酬等審議会

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付において、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、ゼッケンなどを着用しないこと
- (2) 危険物、プラカードなどを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは電源を切るかマナーモードにすること
- (5) 写真撮影、録画、録音などは行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、審議会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。